

## キャリー・ラム新行政長官誕生(香港)

さる3月26日、1,194人の選挙人により行政長官選挙が行われました。

### 1. 投票結果：有効投票1,163票の間接選挙です。

キャリー・ラム (Ms. Carrie Lam、前政務官、香港政府 No.2) 氏	777
ジョン・ツアン (前財務官、香港政府 No.3) 氏	365
K.H. ウー (元裁判官) 氏	21

中国への返還20年を迎える7月1日に4代目で初の女性行政長官が誕生します。5年前の当選票数は、689でした。

### 2. 選挙制度：

立法議会議員は、香港の地域を分けて18歳以上で国籍と関係なく香港の永住権保有者が35名を選びます。残り35名は、職業別の団体から選出されます。当所は香港総商会の会員であるため、同商会の議員枠1名を選ぶ1票を有しています。

一方、行政長官の選挙人は、上述の立法議員や職業別団体に属する選挙人が選ばれます。たとえば、香港総商会では、この選挙人への立候補者数が定数を超えたため、今年に入り選挙が実施されました。

なお、行政長官が選挙で選ばれても、香港の基本法によると中国の中央政府は信任を拒否することができます。

### 3. 新行政長官について：

当所は、香港政府の政務官が主催するIBC (International Business Committee)に他外国商会とともに年3回程度出席しています。外国企業が遭遇する諸問題について各国共同で陳情したり、香港政府からいただく情報を共有したりする場所がIBCです。キャリー・ラム前政務官時代を振り返ると、5年前は欧米各国からインターナショナル・スクールの収容人数不足が指摘されていました。同政務官は、真摯に受け止め関係部署を動かされました。結果、新たなインターナショナル・スクールも進出し、収容人数不足はいまでは解決されています。

同前政務官が各国商会代表を前に言われた言葉を思い出します。「香港は、国際ビジネス・ハブとしての発展が不可欠です。業界の問題のみならず個々の問題も相談してください。」IBCでは、アメリカ代表にはリチャード、筆者にもMr. YAGYUと必ず固有名詞を付けて丁寧に呼ばれていました。→IBCでキャリー・ラム政務官が発言される際は、各国代表の名前を呼ばれていました。

年に一度の昼食会で将来について聞いたことがあります。仕事でロンドンに駐在された経験もあるためか、「退職したら、英国のケンブリッジに住みたい。」とラム氏は言われていました。そのような庶民出のラム氏でしたが、現C.Y.リョン行政長官の不出馬を受けての登場でした。

3月30日にラム氏は、中高校時代を過ごしたカソリックの母校を訪れてお世話になったシスターや現在の



生徒達に語られた言葉が印象的です。すなわち「合理的な分析をすると、自身は行政長官の仕事を望まなかった。なぜなら、仕事は困難で何がしかの自己犠牲を強いられるからです。しかし、神が私を呼ばれましたので、決断しました。」



選挙権を持たない当所にも、ラム氏の選挙事務所から 48 ページのマニフェスト「同行 We CONNECT」が届きました。法の支配、自由、香港独自の制度、優秀な人材や「一国二制度」の強みを生かし、失われた基盤を取り戻そうと記載されています。競争力を高めようとの意味だと理解しています。優先事項である社会を団結させることにも腐心されています。

香港の経済と人々を知り尽くされた新行政長官に、中国中央政府と上手く連携し、シャープな頭脳と熱い心で香港の発展を導くことが期待されています。

選挙翌日の 3 月 27 日付英字新聞とマニフェスト

(香港日本人商工会議所 事務局長 柳生 政一)

# フィリピンの雇用事情（マニラ）

フィリピンは労働人口が約 4,000 万人であるが、国内に職が少なく、高収入を求めて、そのうち約 1,000 万人が海外へ出稼ぎに行っている。英語がほぼ公用語ともいえ、タクシードライバーも普通に英語を話す。失業率は約 5.5%（2016 年）で、ワーカークラスの労働者は工業団地の入り口で募集するとたくさん集まってくる。労働者が豊富なため、ジェトロの「2016 年度アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」の結果によれば、日系企業のフィリピンでの賃金昇給率は約 5%程度と低めに推移している。（表 1）また、年間賃金ベースで見ても他の ASEAN 諸国や中国、インドと比べても十分に競争力があるといえる。（表 2）なお、2016 年通年の消費者物価指数（CPI）の伸び率は全国平均で前年比 1.8%、マニラ首都圏の CPI 上昇率は 2.7%だった。

注：実質年額は、諸手当、賞与、残業、社会保障費等を含む。  
（出典：表 1・2 共にジェトロマニラ「2016 年度アジア・オセアニア進出日系企業実態調査結果から見えること」）

企業にとっては気になる労働組合の存在だが、フィリピン日本人商工会議所が年 1 回会員企業を対象として実施している賃金調査の結果では、回答企業のうち、労働組合があるのは 16%で、大半の回答企業には存在していない。こうしたこともあり賃金上昇圧力はあまり強くはないと考えられる。

	全体		製造業		非製造業	
	回答社数(社)	割合	回答社数(社)	割合	回答社数(社)	割合
組合あり	32	16%	25	24%	7	7%
組合なし	169	84%	78	76%	91	93%
合計	201	100%	103	100%	98	100%

表 3. 業種別労働組合の有無  
（出典：フィリピン日本人商工会議所「2016 年賃金及び労務調査」）

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017*
フィリピン	5.6	5.9	5.0	5.1	5.2	5.4	5.0
インドネシア	9.6	14.7	24.7	14.2	12.9	10.1	8.8
マレーシア	4.7	4.7	5.4	4.5	4.8	4.8	4.4
タイ	5.3	10.9	6.4	4.9	4.5	4.2	4.1
ベトナム	16.8	19.7	12.1	9.9	10.0	9.6	8.1
中国	12.9	11.0	9.2	8.5	7.6	6.1	5.7
インド	13.5	12.4	11.5	10.7	10.3	10.0	9.8

表 1. 日系企業の昇給率推移（全業種平均、現地通貨ベース）  
注：2017 年の昇給率は 2016 年時点での見込み

		製造業			非製造業	
		作業員	エンジニア	マネージャー	スタッフ	マネージャー
基本給 年額	フィリピン	2,856	4,440	11,556	5,784	15,744
	インドネシア	3,576	5,388	11,916	5,520	13,932
	マレーシア	4,140	9,156	18,192	9,960	20,544
	タイ	4,152	7,824	17,256	8,220	17,736
	ベトナム	2,448	4,992	10,812	5,316	12,360
	中国	5,136	8,088	15,192	10,452	22,104
	インドネシア	2,688	5,844	14,148	7,248	17,772
実質年額	フィリピン	4,056	6,025	15,216	7,391	20,680
	インドネシア	5,131	7,653	16,276	7,594	19,286
	マレーシア	5,550	11,724	23,029	12,612	25,699
	タイ	6,152	11,180	23,935	11,278	23,684
	ベトナム	4,025	6,651	14,629	6,839	16,028
	中国	9,595	13,643	23,577	16,407	36,543
	インドネシア	3,721	7,909	18,891	8,859	22,939

表 2. ASEAN 主要国と中国、インドの日系企業の年間賃金（全業種）

職が少ないということもあり、ワーカークラスの離職率は低い。一方、フィリピン人は英語が話せることもあり、ナレッジクラスの労働者は、仕事探しの対象は全世界に向けており、よりよい条件を求めて転職する傾向がある。各企業とも良い人材を長く確保することに注力しており、アウティング（遠足）やクリスマスパーティー、優良従業員に対する各種表彰、インセンティブ旅行などいろいろと工夫を凝らしている。

採用にあたっては、日本と同様に書類選考、試験、面接をしていくが、バックグラウンド調査は重要である。結婚しているか、子供はいるか、子供は何歳か、誰と暮らしているか、誰が生計を立てているか、両親は誰が面倒を見ているか、兄弟はどのような仕事をしているか、など思いつく限り聞いて差し支えない。その人物が家族の中でどのような位置づけとなっており、その人の収入に家族がどの程度頼ることになるのか（離職しやすそうかどうか）、一緒に暮らしている人の中に危険そうな人物はいないか（会社でトラブルを起こす要因はないか）、転職者の場合、前職・前々職の職場に連絡を取り、そこに務めていたときの勤務態度やどうしてやめたのかなども聞いて、できる限りその人物の事について把握することが重要である。

一方、フィリピンでは、日本では当たり前の派遣労

働は認められていない。労働者は最初の試用期間 6 ヶ月を超えると正社員となるため、各企業は 6 ヶ月以内にその労働者の能力を判定することになる。これを逆手にとり、試用期間の 6 ヶ月以内で雇用契約を打ち切り、また 6 ヶ月間雇うということを繰り返すケースがあるが、ドゥテルテ政権になってからは、このような 6 ヶ月単位での雇用を繰り返す形態を厳しく取り締まる姿勢を打ち出してきた。また、偽装請負を防止するため、請負業への規制厳格化、そこに従事する人々の正規雇用促進といった取り組みも行われている。この点は注意が必要である。

(フィリピン日本人商工会議所 事務局長 羽生 明央)